

第 22 回 大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議 質疑要旨

○日時：令和 2 年 8 月 27 日（木曜日）10 時から 12 時まで

○場所：大阪府国民健康保険団体連合会 3 階 第 1・第 2 会議室

○【議題（1）次期大阪府国民健康保険運営方針策定について】

（市町村）

標準的な収納率の設定について、事務局から、国の基準に合わせる新たな設定区分を設ける旨、説明があった。当初は設けないということだったが、財政運営検討ワーキングの議論では、具体的にどのような意見があったのか。

（事務局）

財政運営検討ワーキングでは、国の資料が出てから 2 回議論している。当初、新たに細かく区分を分けるという必要性の是非について、大阪府内 1 万人未満規模の保険者が、10 程度であることも踏まえ、かなり細かく分けることで、各々の規模別区分が非常に近くなる部分もあると説明をさせていただいた。ただ、委員の皆様から、国がそういう区分を新たに設けた必要性、合理性があって設けたのではないかというご質問があった。国の資料では、都道府県アンケートの結果として、そういった要望が多かったので、区分けを行ったという説明があった。

これらの説明を踏まえた上で、委員皆様からのご意見では、国の評価基準の区分に合わせておく方が、府域の運営も合理的ではないかということが一つ。やはり、そういったことが、客観的に、主要な考え方として説明しやすいのではないかということで、国の基準によるべきであるというご意見が大勢を占めたので、ワーキングの結論としては、国の規模別区分を採用するという考えに至ったところ。

（市町村）

被保数 1,600 あまりの小さな市町村であるが、悪質な滞納者には滞納処分も実施しており、近隣市町村と違った対応はしていない。また、滞納者には分納誓約を頂き、きめ細やかな対応をしているので、ご理解いただければと考える。

（事務局）

府内の状況も、やはり全国とは違うというご認識も各委員さんから頂戴した。3,000 人未満を区分することによって得られるメリットも極めて小さいというのも、各委員にご理解

いただいた。

しかしながら、今後、大阪府域にも多い、5万人未満といった部分の見直しがある際に、国の基準通りにしておかないと、変更がなかなか出来ないというお話も頂戴した結果を踏まえた。

(市町村)

激変緩和措置の見直しについて、現行の手法は、広域化を前提とした手法であり、広域化により、被保険者の保険料負担が一定割合を超えた場合に、保険料の急激な増加を防ぐため、ということで行われた。見直し案としては、当時の制度趣旨と一致しているとは言い難いところもあり、当市においても影響が大きいことから、正直なところ、賛成しがたいというところ。ただ、一方で見直し案により、激変緩和措置に充てていた財源を府内全体の保険料の引き下げに当て、被保険者が負担すべき保険料水準を明確にしたいという、見直しの意図は理解できるところであり、総意に従いたい。

(市町村)

激変緩和については、本市町村においても、制度開始当初より、中々難しい問題であり、大阪府に問題提起させていただいた経過もある。本市町村はこの3年間、ずっと激変緩和が当たっていないという現状。激変緩和制度は、制度改正前と比べているが、平成30年度が制度改正であるので、普通に考えれば、平成29年度と比較すべきものと思うが、ずっと平成28年度に固定されているというあたりが、ずっと疑問に思っていた。そういった激変緩和制度そのものにも一定の検討を要する制度であると常々思っていたところ。

今回、大阪府の方で、いろいろご検討いただいたことについては感謝している。全体像を見ると、やはり現状は、見直しが必要な制度であるというのが答えであると考えている。

(市町村)

国保広域化の趣旨については、国保財政の安定化を前提に、府内市町村の被保険者間の負担の公平を目指すものであり、特に府においては、全国に先立ち府内統一の保険料を目指し、府と府内市町村とで協議を行ってきたと認識している。本市は激変緩和措置の対象となっていないため、被保険者に対して、年々上昇する保険料の負担をお願いしている経緯があり、今般、案が提出されたことに伴って、将来的に統一保険料率を目指す観点から、ありがたく感じている。また、本市以外にも、特に激変緩和措置の対象となっていない他の市町村においても、本市と同様の問題意識を抱いているのではないかと思慮するところ。一つの着地点に向けて議論が進められてきたというのが本市の認識である。

(市町村)

激変緩和の全面拡大について、現時点で見直すものなのかと他市の意見があった。今まで

運協等で考え方等について説明しており、住民の理解も得られないのではないかという意見もあった。小さな町・村の意見ではあるが、そういう意見があるということをお伝えしたい。

(市町村)

本町も制度開始当初より、大阪府の標準保険料率を採用しており、大阪府の第1号繰入金を活用した府の激変緩和措置については、適用されていない。基本的には、標準保険料率を採用して保険料を賦課していくと、やはり保険料が増大するので、今回、激変緩和を適用されているところ、適用されていないところ、保険者の違いによって、ご意見は分かれると思うが、これらの財源が、全体的な保険料の増大を抑制するように一定使われるのではないかと思うので、そういう観点で言うと、全市町村に少し、保険料の全体が下がるという意味では、喜ばしいのではないかと町の中では、議論している。

いろんな意見がある中で、本町としては、このままの案で進めていただけたらと考えている。

(市町村)

本市としましては、他市さんの仰るとおり、やはり賛成しがたい。ただ、現状を見ると、着地点としては仕方がないと思っている。ただ、そうなった要因を明確に、なぜそこまで保険料が上がっているのかというところ。やはりそういったところが、市長・首長の疑問点になる。それがなかったら、当然今までのとおりでよかったわけで、これだけ増え続けてきた保険料の説明を、十分説明していただいた上での賛成というところになると思う。

(市町村)

今の意見にもあったが、伸びていく保険料の分析がないと、なかなか難しいと思っている。我々の現状だと、広域化するまで非常にいい形で保険料を下げていた。健全運営させていた中で、広域化後V字上昇しているような状況になっている中で、相互扶助の言葉一言で説明できるかという、非常に厳しいと考えている。全国的にも保険料の伸びはそんなに変わらないということであれば、保険料の伸び等というのは、頑張って説明できると思うが、なかなかそういう動きもしていないようである。今回、激変緩和措置の見直しをしたことで、統一保険料が一気に下がるということであれば、それでいいと思うが、一番見直しの原点となった、統一保険料率の予想以上の伸びの分析、説明ができるように、資料をきっちりいただきたいと思っている。

(市町村)

激変緩和措置については、致し方ないかなと思っているところですが、やはりそのような理由だとか、着地点、その要因を十分ご説明していただきたい。

(事務局)

皆様にご理解いただきたいのは、激変緩和の丈くらべが上がっていくという話と、最終的な統一保険料率における 1 人当たりの保険料額が上がっていく話は、必ずしも一緒ではないので、基本的な数字としては別物であるということをご理解いただきたい。統一保険料率そのものが上がっていく要因は、当然のことながら一人当たり医療費水準の上昇とか、そういったものを含んで上がっていくので、それが込みになっている。丈くらべの場合は、医療費の自然増等を除外して比べることになっているので、概念としては別ということのご理解をいただければありがたいと思っている。

(事務局)

進行管理番号 77 の項目に盛り込むということで、両 WG での意見をもとに、作成している。円滑な制度運営に向けた調整ということで、1つ目から、しかしという 3つ目の段落に、コロナの状況、それに対する現在の状況等について書かせていただいた。

今回の新型コロナウイルス感染症については、例えば、国民健康保険に関しては、収納率の関係や医療費への影響ということで、受診控えによる減収、PCR検査等が増えることによる医療費の増大、診療報酬点数については、コロナの関係により点数自体が上がっていることによる増大の影響も考えられる。また、取り扱いについて国からの通知がある保健事業に関しては、例えば特定健診、特定保健指導、特に集団指導と集団に関する検診等については、3密等の関係もあり、慎重な対応が必要ではないかと考えている。事務局としては、個別事業ではなく全体として記載ということで整理をさせていただいたところ。現時点でその影響については、具体的にはどの内容について、どれだけというのが見えない中で、個々に書き込むことは難しいと考えている。

その対応方策については、最後のセンテンスということで、府は、今後、客観的な数字や指標等がわかった段階で、府内の国民健康保険事業運営において、重大な影響が生じていると認められた場合には、そういった状況を分析し、また検証した上で、調整会議や国民健康保険運営協議会の意見を聞きながら、本運営方針の趣旨に沿った対応措置を設けるとするものである。例えば、方針の中で保険料減免とか一部負担金減免等について、「別に定める基準」を設けており、一つの考え方としては、そういった基準で設ける。取り扱いについては、事務運用で定める。その内容によって、いろいろと定めながらそのときに、この条項を用いて、客観的な指標による検証等を行ったうえで対応策を検討していくということで、今回書き込みをさせていただいている。皆様にはご意見を頂戴したいと思っている。

(市町村)

別に定める基準では対応できないような事態になる可能性もあると思う。それは否定できないと思う。別に定める基準の変更、あるいは更新で対応できないような事態が発生した

場合はどうするのか。

(市町村)

我々は、市長会を代表して、この調整会議に出席させていただいているが、この調整会議は重要な役割を担っていると認識している。ついては、市長会からの要望に基づいて、今回の運営方針の見直しをしていただきたい。

重点要望項目の災害や感染症発生時の緊急的な対応については、府が定める運営方針の考え方にに基づき、統一基準を示すなど、共同保険者として、大阪府が先導的な役割を出されたいという項目がある。今回のコロナ減免について、各保険者の対応が統一的な対応になっていないように感じる。大阪府として、具体的に統一的な基準を示すことはできないか。

(市町村)

コロナ関連では、その減免が一番大きな話。減免に関して、運営方針の別に定める基準に追加なり何かしていただきたいという話を常々申し上げているが、各市町村で判断という回答しかいただけていない。できれば統一的な取り扱いをご検討いただければありがたい。

(市町村)

進行管理番号 77 の最後の段落だが、客観的な指標ということであるが、各市町村の緊急事態というところで様々な対応も進めていると思うが、必ずしも客観的な指標がない。市町村の中でも、独自に進めたところもあると思うが、その影響が生じていると認められた時に結果が出てから対応する、という書きぶりを感じる。今後どういったことが起きるかわからないが、緊急的な事態が起こるだろうということを推定しながら、進めていくことが必要ではないかと思う。結果が出なければ、方針内容は変えませんというスタンスではなく、そういうことも含めて書いていただく必要がある。

事務局から全体として記載しているという説明があったが、最終ページに記載するのはいかななものかと思う。例えば、運営方針の 1 ページ目にある「進行管理及び運営方針の検証・見直し」に入れていただいて、結果的に 3 年後、特に何もなかったのであれば、良かったということになるので、現時点では、しっかりと書き込んでいくというスタンスとしては、最終ページではなく、もっと冒頭あたりに記載していく必要があるのではないか。

(事務局)

別途対応措置を設けることに関しては、今回の国から示された減免措置、あるいは傷病手当金の創設にあたりと認識している。緊急時ということで、柔軟な対応が必要ということを中心に、当然重大な影響が及ぼされるような状況になれば、運営方針を変えるということも検討すべきであるが、運用方針を実際に書き換えるということになれば、(調整会議で) こういった検討、あるいは諮問機関である運営協議会への諮問、こういった手続きに従い、対

応することとなる。今般のコロナの影響や、重大事故が起きた折、こういった部分の対応が一番大きい要素だと想定される。それに関しては、現行の運営方針でも、別に定める基準を作っており、これは皆様と協議検討を行い、随時変更はもちろん、運営方針の趣旨に沿った形で見直し、迅速に対応することができるので、この別に定める基準に委ねたというところ。別に定める基準で、対応しきれない部分があれば、時間がかかろうとも、やはり運営方針の見直しについては検討していく。

(事務局)

現時点では別に定める基準等で対応していただくのが、迅速性という観点でも対応することができる。コロナ減免あるいは傷病手当金で、国が急遽財源措置をすることに関して、市町村任せにするつもりではない。別に定める基準に則った形で、国が採択してくれたため、全額財源措置の範囲内で対応をしている。中には独自に保険料減免を取られた市もあるが、現状、基本的には国から全額措置されるため、基準の範囲内で全ての市町村で実施されたところ。もしくは傷病手当金などもこれに沿った手続きがなされているところ。

(事務局)

まず、先ほど委員からいただいている意見の中で、誤解があるのではないかと思う部分について、説明させていただく。

国の財政支援の基準については、財政支援の言葉の通り、国の補助金事業。国が補助金を出す事業として、各市町村が条例に基づいて行った減免であると、その減免の財源を国の補助金として出す、そういう制度なので、その補助金を出せる内容かどうか、国の補助金要綱に合致するかどうか、というルール作りは、補助金の交付主体である国でしか決められない。

(事務局)

今回、なぜ最後に入れているのかというところだが、この会議の場で、進行管理の全体像の整理について、一定ご議論のうえ同意をいただいた。この中の整理について、進行管理番号77が、制度施行に向けた調整のため削除ということで合意いただいていたところ。改めて今回、削除した上で追加するという形であれば、前回ご同意いただいた内容に反しないということも踏まえて、今回その箇所に記載させていただいた。

(次期大阪府国民健康保険運営方針（素案）に関する質疑)

(市町村)

昨年度の市長会に対する大阪府の回答では、重要な部分については、調整会議に参画している市町村の取り組み状況を聞きながら検討を進めるという回答であった。今回、方針策定の見直しに当たっての重点項目に、保険料の上昇を抑制する仕組みを検討されたいと要望をさせてもらっている。

市長会の要望書は届いているかと思うので、要望事項を踏まえて、今回の運営方針に反映していただいた箇所がどこか教えてほしい。

(事務局)

激変緩和の財源を活用して、全市町村さんに対応してもらい、条件通り軽減したいと言う取り組みなどは、まさに要望に沿うかを考えて、統一保険料の抑制を最優先課題としてもらいたいと伺ったところ。

(市町村)

要望書は市長会としての全市の総意であるので、まず認識していただきたい。他は保険料の抑制をしようと思ったら、適正な保健事業を行うことは当然かもしれないが、市長会からの要望事項の中に、国の制度として働きかけをしてもらいたいという項目もかなりある。その一つに保険料減免の部分があるが、市長会からの要望があまり反映されていないという気持ちがある。なかなか大阪府に直接言う機会がないので、この広域調整会議での議論を大阪府として真摯に対応していただきたい。

時間がない中でのことであり、正式な意見は法定意見聴取で言わせていただく。

(事務局)

【資料2-2】の2ページ、まず「基本認識」については、現行の運営方針のときから書かせてもらっている部分。その間に直して欲しいというような話もあったが、やはり府それから市町村の皆様、少なくとも我々も市町村国保の保険者としての認識は、特に3行目あたりですが、“将来にわたり国民皆保険を堅持していくために、国に対し、各医療保険制度間での保険料負担率等の格差を是正し、被用者保険を含む医療保険制度の一本化を求めていく上で、このたびの制度改革は、安定的かつ持続可能な医療給付制度の構築に向けた通過点であると考え”という情報をしっかり書かせていただいている。

(市町村)

それでは、まだまだご質問・ご意見あるかと思いますが、お諮りさせていただきます。

【議題1】(1)次期大阪府国民健康保険運営方針策定につきまして、了承とさせていただいて、よろしいか。また、素案の細部の表現のチェックや校正作業等については、事務局でお願いしたいと考えているが、よろしいか。

(委員一同)

異議なし